

(3) 住宅市街地の良好な景観形成の支援

景観法の制定を踏まえ、住宅市街地における良好な景観の形成を推進するため、市町村や土地所有者等による景観形成事業を支援する。

①街なみ環境整備事業の拡充

○景観法との連携の明確化

景観法に基づく景観計画区域及び景観地区について、街なみ環境整備促進区域の要件に加える。

○景観重要建造物に係る支援等

景観法に基づく景観重要建造物の修景について、修景施設整備費の対象とともに、街なみ整備助成事業の施行者に景観整備機構を追加する。

<街なみ環境整備事業>



②日本政策投資銀行による融資制度の拡充

建築物等による良好な景観形成の推進を図るため、景観重要建造物、景観地区等内建築物又は準景観地区内建造物の活用・整備又は保全に関する事業を日本政策投資銀行の融資対象に追加する。